農村環境計画策定事業

事業主体

市町村県

所管課班

農村振興課地域計画班

趣旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

主として農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象として、環境に配慮して農業農村整備事業を実施するに当たり、農村環境計画が必要となっている地域とする。

調査計画の内容

- 1 策定内容
 - (1) 現況調査

策定対象地域における自然環境及び社会環境について現況を調査する。

- (2) 農村環境計画の策定
 - (1)の結果に基づき、対象地域における農村環境計画を策定する。
- 2 農村環境計画の内容
 - (1) 地域内の環境評価に関する事項
 - (2) 環境保全の基本方針に関する事項
 - (3) 地域の整備計画
 - (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
 - (5) 農業農村整備事業における整備計画
 - (6) その他必要と定める事項

採択基準等

・農業農村整備事業の実施が予定されていること。

·標準事業費:10,000千円程度

· 実 施 期 間: 1~2年

負担割合	策定主体 (実施主体)		玉	県	市町村	その他	備	考
	市町村	農村環境現況調査	50		50	1		
		農村環境計画の策定						
	県	農村環境現況調査	50	未 定	未 定	-		
		農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	_		